

| | |
|---------------|------|
| 盲学校教諭二級普通免許状 | 2件 |
| 聾学校教諭二級普通免許状 | 3件 |
| 養護学校教諭一級普通免許状 | 33件 |
| 〃 二級普通免許状 | 21件 |
| 養護教諭一級普通免許状 | 20件 |
| 〃 二級普通免許状 | 22件 |
| 小学校助教諭免許状 | 117件 |
| 中学校助教諭免許状 | 3件 |
| 高等学校助教諭免許状 | 39件 |
| 幼稚園助教諭免許状 | 7件 |
| 盲学校助教諭免許状 | 1件 |
| 養護学校助教諭免許状 | 1件 |
| 養護助教諭免許状 | 13件 |

(2) 免許法認定講習の実施状況

| 対象者 | 開催地 | 時期 | 開設 単位数 | 受講者 数 | 付与 単位 |
|---------|-----|-------------|-----------|----------|----------|
| 養護教員等 | 福島市 | 63年 7・8月 | 3 | 245 | 245 |
| 高等学校教員 | | | 1 | 30 | 30 |
| 養護学校等教員 | | | 2 | 118 | 118 |
| 幼稚園教員 | | | 1 | 68 | 68 |
| 聾学校等教員 | 郡山市 | | 1 | 63 | 63 |
| 計 | | | 8 | 524 | 524 |

4 学校の設置及び統廃合

地域社会における過疎・過密化の進行に伴い地域の事情に応じた教育諸条件の整備充実が図られてきた。学校規模の適正化もその一つであり、地域に合った設置、廃止が計画的に進められている。

公立小・中学校の設置・廃止

| 廃止 (元・3.31) | 設置 (元・4.1) |
|------------------------------|-----------------------|
| 伊達郡川俣町立鶴沢小学校 (6学級) | 伊達郡川俣町立富田小学校 (6学級) |
| 伊達郡川俣町立小神小学校 (6学級) | |
| 東白川郡矢祭町立内川小学校 茗荷分校 (2学級) | 会津若松市立城南小学校 (15学級) |
| 会津若松市立大戸小学校 黒森分校 (2学級) | |
| 耶麻郡山都町立山都第二小 校賢谷分校 (1学級) | |
| 耶麻郡山都町立山都第二小 校早稲谷分校 (1学級) | |

5 学校防火

学校火災は、公有財産を焼失し、児童生徒に精神的な打撃を与え、学校教育の質の低下を招くとともに、教育行政を停滞させるなど、社会的に及ぼす物心両面の影響はきわめて大きい。

県教育委員会は、市町村教育委員会の協力のもとに、

- ・学校防火計画並びに学校防火診断の内容と方法の改善
- ・木造校舎を中心とする防火上の施設設備の充実と警備方法の改善
- ・児童生徒並びに教育関係者の防火意識の高揚と防火訓練の強化

などの観点から、各学校における防火体制を再点検し、その強化を図っているところである。

昭和63年度に学校火災が2件発生したことは誠に残念であったが、今後はその教訓を生かし、学校火災の絶無を期すものである。

昭和50年度以降の県内の学校火災の原因をみると、放火または放火の疑いによる火災や、火遊び、たばこの不始末など生徒指導上の問題と関連の深い火災が多い。防火の面からも生徒指導を一層強化する必要がある。

また、学校の警備状況を見ると、その多くが機械警備となっており、機械探知 → 確認 → 消火活動の連携が一層敏速になるよう検討し、改善を図っていくことが重要である。

さらに、灯油・アルコール・エーテル等燃えやすい物質や爆発性の強い劇薬の保管については、防火上のみならず、防犯上からも厳重な管理を徹底していくことが必要である。

昭和63年度の学校防火査察の概要及び学校防火管理の状況は次のとおりである。

(1) 昭和63年度公立小中学校防火診断査察項目

- ① 防火体制について
- ② 警備員・代行員の勤務状況について
- ③ 火気関係設備及び取扱状況について
- ④ 電気設備について
- ⑤ 消防用施設設備並びにその管理について
- ⑥ その他 薬品等の保管管理について

(2) 学校防火査察の実施と指導

- ① 学校が行う学校防火診断の実施を徹底する。
- ② 無人化校を無くすため、宿日直代行の促進と機械警備の強化を図る。
- ③ 県教育庁義務教育課が中心となって、各地域の消防署の協力を得て、小学校41校、中学校17校を会場として、周辺校の防火管理者550余名の参加により防火診断を実施し、正しい方法について理解を深め、各学校における防火診断の徹底と防火体制の強化を図る。
- ④ 査察診断の結果に基づき、防火対策上必要な措置を市町村教育委員会並びに小中学校に指導する。
- ⑤ 劇薬や可燃物の保管の状況を査察し、防火、防犯の立場から管理を徹底するよう指導する。

(3) 学校防火管理の状況

昭和63年度における校舎建築構造及び管理の状況は、次のとおりである。

昭和63年4月1日現在

| 分類項目 | | 学校種別 | 小 | 中 | 計 |
|-------|-------|------|-----|-----|-----|
| 建築構造 | 耐火構造 | | 411 | 201 | 612 |
| | 木造 | | 141 | 46 | 187 |
| 警備の状況 | 宿日直代行 | | 30 | 13 | 43 |
| | 巡回 | | 15 | 6 | 21 |
| | 機械警備 | | 441 | 207 | 648 |
| | 無人化 | | 66 | 21 | 87 |

※ 市立養護学校は中学校に含む。